

2008年6月6日

山梨県知事 横内 正明 様

山梨県社会保障推進協議会
会長 上所 洋
甲府市丸の内 2-9-28 6F
TEL/FAX 055(222)5882

要請書

山梨県民の福祉・保健の向上のために尽力されていることに敬意を表します。

私たちは、社会保障制度の改善をめざして、医療、福祉関連の諸団体、労働組合、女性団体などが集まって、共同して運動をすすめる組織です。これまで、子どもや重度障がい者、ひとり親家庭の医療費窓口無料化を求める運動や、県への年2回の要請書提出などの活動をしてきました。

社会保障の改悪と「構造改革」により、貧困と格差が広がっています。県民の厳しい生活実態、切実な願いを踏まえ、下記のように要請します。

要請項目

1. 後期高齢者医療制度について
 - 1) 後期高齢者医療制度を中止・撤回するよう、国に要請してください。
 - 2) 保険料を減額・免除するために、県後期高齢者医療広域連合に補助金を出してください。
 - 3) 前項と同様の補助金を出すように、県から市町村へ働きかけてください。
 - 4) 群馬県太田市のように、敬老祝い金を75歳以上の人たち全員に支給することも含めて、保険料の負担軽減を図ってください。
2. 救急医療体制について
 - 1) 県立中央病院は県直営を維持してください。独立行政法人化や民営化がされれば、救急医療や周産期医療などの部門は削減されるおそれがあり、県民医療はますます危機的になります。
 - 2) 県は公立病院の再編ネットワーク化構想をつくるとしていますが、自治体が公立病院の存続を望んでいる場合には、自治体の意向を尊重してください。
3. 国民健康保険について
 - 1) 県内では約1200世帯に資格証明書、約14000世帯に短期保険証が交付されています。これは滞納世帯のほぼ半数です。滞納世帯の多くは、保険料を払えない人たちです。「お金がなくて病院にかかれない」という事態を招かないため、収入が少なくて国保料が払えない人たちや子ども、高齢者、障がい者、慢性疾患患者には、短期保険証や資格証明書ではなく、正規の保険証を発行するよう、市町村を指導して下さい。
 - 2) 国民健康保険の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、国保税（料）滞納の有無に関わりなく交付するよう、市町村に助言してください。
 - 3) 国民健康保険の医療費窓口負担について、国民健康保険法44条に基づき、支払いが困難な人を対象にした減額、免除等の取扱要綱を作成するよう、市町村に働きかけて下さい。
4. 医師、看護師を確保するため、いっそう努力してください。
5. 敬老祝い金を75歳以上の人たちに支給してください。

6. 生活保護について

- 1) 通院移送費を原則不支給とする厚生労働省通知について、撤回を同省に要請してください。
 - 2) 1) の通知によってどれだけの人たちが通院移送費を打ち切られるのか調査し、結果を明らかにしてください。
 - 3) 生活に困窮していればだれでも生活保護を申請できるということについて、いっそうの周知を図ってください。福祉事務所や県庁・市町村役場、図書館、公共施設にポスターを掲示し、申請書を設置するなどしてください。
7. 68、69歳を対象にした県高齢者医療費助成制度を存続し、対象年齢を74歳まで広げてください。
8. 子どもの医療費助成制度について、対象を通院、入院とも小学6年生までに拡大してください。
9. 妊婦健診について、14回程度公費負担するように、市町村を指導してください。また県からも助成してください。
10. 障害者「自立支援」法の応益負担を見直すよう国に求めるとともに、県独自の軽減策を実施してください。

以上